

- (趣旨)
- 第１条 この規則は、清須市福祉施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。
- (所掌施設)
- 第２条 委員会は、別表に掲げる福祉施設について所掌する。
- (委員会)
- 第３条 委員会は、別表に掲げる施設の運営に関して、所長の諮問に応じ審議し、意見を具申する。
- (組織)
- 第４条 委員会は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が選任する。
- （１）福祉関係者

（２）学識経験者
- (任期)
- 第５条 委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
- ２ 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)
- 第６条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- ２ 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。
- (委員長及び副委員長の職務)
- 第７条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- ２ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第８条 委員会は、委員長が招集する。
- ２ 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ３ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (事務局)
- 第９条 委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。ただし、庶務については、主務課にて行う。
- (雑則)
- 第１０条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。
- 附 則
- この規則は、平成１７年７月７日から施行する。
- 附 則（平成１８年３月２９日規則第５号）
- この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
- 附 則（平成１９年３月２８日規則第９号抄）
- (施行期日)
- １ この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
- 附 則（平成２１年９月３０日規則第８５号）
- この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。
- 附 則（平成２４年７月１８日規則第２２号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成２６年６月２５日規則第１４号）
- この規則は、平成２６年９月１日から施行する。
- 附 則（令和２年５月２９日規則第２２号）
- この規則は、令和２年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）

該当施設
清須市清洲総合福祉センター
清須市西枇杷島老人福祉センター
清須市西枇杷島生きがいセンター
清須市西枇杷島老人憩の家
清須市新川福祉センター
清須市春日老人福祉センター